

特定機能病院に対する立入検査について

1. 立入検査の目的

- 特定機能病院が法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、病院を良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする。

2. 実施主体等

- 医療法第25条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣（各地方厚生（支）局長）が実施。
（原則として、医療法第25条第1項に基づき都道府県・保健所設置市が行う立入検査と合同で実施）

（参考）医療法

第25条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2（略）

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、特定機能病院に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3. 実施時期等

- 特定機能病院87病院に対し、毎年6月～翌年2月の期間において、原則年1回実施。
ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、同年度に立入検査を実施しないこととした病院については、令和3年度の実施をもって、令和2年度に実施したものとみなす取扱いとした。

4. 立入検査結果

- 令和2年度については、上記のとおり新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、8病院に対して立入検査を実施。（それ以外の病院に対しては、必要に応じて書面等による確認を行い、令和3年度の実施をもって、令和2年度に実施したものに替えることとしている。）なお、8病院に対しては、立入検査実施後、概ね1ヶ月以内に実施施設の病院管理者及び各都道府県衛生主管部（局）長宛、立入検査結果を通知済み。

令和2年度 特定機能病院立入検査結果について

- 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、一部の特定機能病院に限定して実施。
令和3年3月31日現在、実施した8病院に対し立入検査結果を通知済み。

1. 実施結果

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 「不適切な事項」を通知した病院 | 0病院 |
| (2) 「検討を要する事項」を通知した病院 | 0病院 |
| (3) 「口頭指摘事項」のあった病院 | 6病院 |
| (4) 指摘事項等がなかった病院 | 2病院 |

2. 主な指摘（指導）事項

- | | |
|-------------------|------|
| ○ 「口頭指摘事項」 | 14件 |
| ①医療の安全管理のための体制の確保 | (5件) |
| ②監査委員会の設置 | (3件) |
| ③情報提供受付窓口の設置 | (1件) |
| ④職員研修の実施 | (2件) |
| ⑤管理者の選任に係る基準等の整備 | (2件) |
| ⑥管理者が有する権限に係る措置 | (1件) |

※ 指摘のあった病院に対しては、検査時に改善計画の提出を求め、翌年度の立入検査で改善状況を確認することとしている。